

# 企業とえせ同和行為

企業におけるコンプライアンスが重視され、企業活動そのものに廉潔性、透明性が求められている現在、えせ同和行為者などの反社会的勢力に資金提供することは、厳しい社会的批判を受け企業の信頼が失墜し、場合によっては事業継続が困難になるおそれもあります。反社会的勢力と関係を遮断することは、コンプライアンスだけではなく、企業のリスク管理の観点からも極めて重要です。

企業が知らずにえせ同和行為者などの反社会的勢力と関係を持ち、経済取引により結果的に資金を提供してしまうことを考えると、反社会的勢力との関係を遮断するために企業内での規則や体制を整備するとともに、取引活動から反社会的勢力を排除する仕組みづくりが求められています。

政府は、企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的対応について取りまとめた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を犯罪対策閣僚会議幹事会申合せとして平成19年6月19日に公表しました。これを受けて、証券取引業界、銀行業界をはじめ、各業界において反社会的勢力介入排除対策協議会が立ち上げられ、就業規則、契約約款の反社会的勢力排除条項の導入など取組みがスタートしています。

## 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（概要）

### <背景>

- 近年における暴力団の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を踏まえると、企業は、暴力団関係企業等と知らずに結果的に経済取引を行ってしまう可能性がある。
- 反社会的勢力の排除は、企業にとって、社会的責任の観点から必要であり、コンプライアンスそのものであるとも言える。
- 反社会的勢力は、従業員等を含めた企業自身に多大な被害を生じさせるものであることから、反社会的勢力との関係遮断は、企業防衛の観点からも必要不可欠な要請である。

### 1 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

### 2 基本原則に基づく対応

- (1)反社会的勢力による被害を防止するための基本的な考え方  
反社会的勢力による不当要求に対する上記1の基本原則に基づいた対応等を列挙。
- (2)平素からの対応  
代表取締役等の経営トップが上記(1)の内容を宣言し、その宣言を実現するための社内体制の整備を行うこと等、平素から実施すべき事項を列挙。
- (3)有事の対応（不当要求への対応）  
反社会的勢力からの不当要求がなされた場合に組織全体で対応すること等、有事に実施すべき事項を列挙。

### 3 内部統制システムと反社会的勢力による被害防止との関係

会社法上の大会社等の取締役会は、内部統制システムの整備を決定する義務を負い、また、ある程度以上の株式会社の取締役は、善管注意義務として、内部統制システムを構築し、運用する義務があると解されている。反社会的勢力による不当要求には、従業員等を対象とするものが含まれ、それが不祥事を理由とする場合には、事案を隠ぺいしようとする力が働きかねない。よって、反社会的勢力による被害の防止は、内部統制システムに明確に位置付けることが必要である。

※詳しくは、犯罪対策閣僚会議のホームページをご覧ください。